職員の業務負担軽減に関する項目

小中学校の養護教諭の配置については、小学校851名以上、中学校801名以上の児童生徒が在籍する学校に複数配置を行っているところ。

心身の健康を害している児童生徒に対してその回復のための特別の指導が行われる場合にあっては、児童生徒数の多寡に関わらず、児童生徒の心身の健康のための適切な対応を行う学校への加配として、養護教諭を複数配置しているところ。

府教委としては、これまでも、各学校の子どもの実態や課題等に対応ができるよう、国に対しては定数改善を強く要望してきたところ。

文部科学省では、平成31年度当初予算案において、新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革を目指し、学校における指導・運営体制の効果的な強化・充実を図り、「チーム学校」を実現するため、1,456人の定数改善が計上され、養護教諭の配置充実が盛り込まれたところ。府教育庁としては、引き続き、今後の国の動きを注視するとともに、教職員の定数改善が図られるよう求めていく。

今後とも、養護教諭定数の確保に努めるとともに、適正な定数管理に努め、適正な勤務労働条件の確保に向けて取り組んでいく。

職員の業務負担軽減に関する項目

心身の健康への適切な対応を行うための養護教諭の加配については、市町村からの調

書及びヒアリングを踏まえ、いじめや不登校、自傷行為、暴力行為、性に関する問題行動等、また、慢性疾患や障がい等により、心身のケアが必要な生徒が多く在籍する学校、保健室登校や保健室の来室状況等から課題が多く緊急に加配が必要な学校、加えて加配により、生徒の心身の健康に対する総合的、かつ積極的な取組みが期待できる学校であるかどうかを総合的に判断し、配置校を決定している。

職員の業務負担軽減に関する項目

養護教諭の採用にあたっては、将来の定数動向や財政状況等を踏まえつつ、計画的に新規採用者を確保していくことにより、適正な勤務労働条件の確保等に向けて取り組んでいく。

職員の業務負担軽減に関する項目

　再任用の選考については、本人の希望時間数を尊重し行なっているところ。

適正な定数管理に努め、今後とも適正な勤務労働条件の確保等に向けて取り組んでいく。

職員の健康管理に関する項目

学校における休憩時間については、条例等に基づき付与しているところであり、学

校職場の実態も踏まえ、適切に運用されていると認識している。

なお、休憩時間の適切な運用については、「休憩時間を取得しやすい環境づくりに努めるよう指導すること。また、校長は休憩時間を明示し当該時間に取得できない場合には、他の時間帯に与えるなど、適切な対応を取るよう指導すること。」として市町村教育委員会に対し指導・助言しているところ。

職員の業務負担軽減に関する項目

養護教諭に対する職務軽減については、平成20年度から、軽減措置期間を妊娠判明時から産休に入るまでとしたところ。

また、平成31年１月から、基本的に、その代替者について、措置することとした。

代替講師の配置については、府教育庁における講師登録者の中から行っているところだが、これまで、講師登録者を確保するため、府や市町村関係施設、ハローワークなどにおいて、講師募集のポスターの掲示やチラシの配付、教員養成課程を有する大学に対する学生への周知の依頼や大学に出向いて登録の受付、教員採用選考テスト会場でのＰＲなど、様々な対策を継続的に行ってきたところ。

育児短時間勤務については、基本的に、その代替者について、措置していく。

なお、長期休業中の、病気休暇等の代替措置については、基本的には困難だが、学校運営上重大な支障が出るような場合には、個々の実態を踏まえ対処していく。

これらの取り組みを行うことにより、今後とも適正な勤務労働条件の確保に向けて取り組んでいく。

職員の勤務時間管理に関する項目

勤務時間の割振りについては、各校で校長等が適切に行っていると認識している。

なお、宿泊を伴う学校行事の引率業務を行う職員の勤務時間の割振りについては、（皆様との協議の上、）平成24年４月より、当該行事を行う日における引率教員の行程のはじめから行程の終わりまでに要する時間が休憩時間（１時間）を除いて11時間30分以上11時間45分未満である日については、あらかじめ11時間30分の勤務時間を割振り、別の要勤務日に４時間の勤務時間を、11時間45分以上15時間30分未満である日については、あらかじめ11時間45分の勤務時間を割振り、別の要勤務日に３時間45分の勤務時間を、15時間30分以上である日については、あらかじめ15時間30分の勤務時間を割振り、別の要勤務日を勤務を要しない日として、それぞれ割り振ることができるとしている。

職員の業務負担軽減に関する項目

健康診断は、「学校保健安全法」、「学校保健安全法施行規則」、「学校保健安全法施行令」及び「児童、生徒、学生、幼児及び職員の健康診断の方法及び技術的基準の補足的事項及び健康診断表の様式例の取扱いについて」に基づき実施するとともに、「児童生徒等の健康診断マニュアル」を参考とするなど、適切に行うよう市町村教育委員会学校保健主管課長会などの機会を捉え、周知している。

職員の業務負担軽減に関する項目

学校保健安全法第二十三条において、学校には、学校医を置くものとし、また、第２項にて、大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとなっている。

学校医については、各学校の実情に合わせて、学校の設置者により、配置されているものと認識している。

職員の業務負担軽減に関する項目

心臓・腎臓疾患等を持つ児童・生徒等を早期に発見し、適切な指導を行い、心臓突然死などを可能な限り、未然に防ぐ目的があり、そのためには、学校生活管理区分に従った指導を行う等、適切な事後措置が必要。

このため、学校においては、保護者から学校生活管理指導票を提出していただき、適切な対応を行うこととしている。

職員の業務負担軽減に関する項目

熱中症の予防については、気象庁が発表する情報や「環境省熱中症予防情報サイト」のWBGT（暑さ指数）などの情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施するよう、各学校に通知したところ。

職員の業務負担軽減に関する項目

食物アレルギーについては、昨年度、専門医師のほか、学校長や担任、養護教諭、栄養教諭等の学校関係者による「学校における食物アレルギー対策ガイドライン」作成委員会を11月に立ち上げ、現場の意見や実態を反映したガイドラインを作成し、府立学校及び市町村教育委員会に対し、周知したところ。

アレルギー対応は校長・准校長を責任者として学校全体で取り組む必要があることから、主管課長会議や学校給食衛生管理・食育研究協議会などの機会を通じてガイドラインの周知を行っている。

なお、栄養教諭の定数改善については、これまでも様々な機会を通じて国に要望をしてきたところだが、引き続き要望してまいりたいと考えている。

職員の業務負担軽減に関する項目

アレルギー疾患を有する子どもが安全に学校生活を送るためには、教職員がアレルギーに対する理解を深め、校内体制を充実させることが重要である。

学校における食物アレルギーは、校長・准校長を責任者として学校全体で取り組む必要があることから、府教育庁では、７月６日に学校の管理職対象に「学校給食衛生管理・食育研究協議会」を開催し、学校給食における食物アレルギー対応の研修を実施するとともに、８月には、日本学校保健会主催で、教職員等を対象とした、学校におけるアレルギー疾患への対応に関するアレルギー講習会の開催を依頼し、実施したところ。

今後とも引き続き、アレルギー疾患を有する子どもへの対応について校内体制の充実等を図るよう、市町村教育委員会に対し働きかけてまいりたい。

職員の業務負担軽減に関する項目

　　アレルギー疾患の児童・生徒に対する取組みを進めるためには、個々の児童・生徒について症状等の特徴を正しく把握することが必要。

このため、学校においては、保護者から学校生活管理指導票を提出していただき、アレルギー対応を行うこととしている。

職員の業務負担軽減に関する項目

　　府立学校における医療費援助の事務手続きに係るマイナンバーの利用については、府として、現在、手続き等を検討しているところ。

市町村における手続きについては、市町村それぞれの実情に合わせて、行われているものと認識している。

職員の業務負担軽減に関する項目

学校保健安全法において、市町村教育委員会は、学校教育法第十七条第一項の規定により翌学年の初めから同項に規定する学校に就学させるべき者で、当該市町村の区域内に住所を有するものの就学に当たって、その健康診断を行わなければならないとなっている。

学校保健会のマニュアルの改定が行われた場合、適切に対応されるよう、市町村教育委員会に対し、指導・助言していく。

職員の健康保障に関する項目

感染症の予防接種については、法に基づき各市町村の担当部局が実施している。

なお、教職員の健康診断では、学校保健安全法及び労働安全衛生法に基づく法定項目以外に、乳がん・子宮がん検診等を実施するなど、受診項目を充実してきた。今後とも、教職員の健康管理に適切に取り組んでいく。